

北海道教育オーディオロジー研究協議会会則

- 第1条（名称） 本会は、北海道教育オーディオロジー研究協議会という。
- 第2条（目的） 本会は、聾教育・難聴教育の指導方法をオーディオロジーの視野から広く見つめなおし、現場に必要な知識と技能を磨き、もって聴覚に障害のある子どもの自立と共生に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 1 講習会・研修会の開催
 - 2 メーリングリストなどを通じた情報配信
 - 3 各種研究会との連携・協力
- 第4条（会員） 本会の会員は、聾教育・難聴教育に携わる者、または本会の趣旨に賛同する個人とする。
- 本会が主催する講習会・研修会などに参加した者のうち、希望者を会員とみなす。
- 第5条（会費）
- 1 本会の経費は、講習会・研修会に参加した際の参加費（3,000円を徴収）をもって運営する。
 - 2 会計は、講習会・研修会ごとの決算とし、決算報告はその都度、本会ホームページ上で公開する。
 - 3 既納の参加費は返却しない。
 - 4 資料代は一部につき500円とし、講習会当日であれば紙媒体で提供する。
- 第6条（役員）
- 1 本会に次の役員をおく。
会長 1名
副会長 1名
監査委員 2名
顧問 若干名
 - 2 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
 - 3 役員の選任は、総会で承認をとる。
- 第7条（役員の職務）
- 1 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
 - 3 監査委員は会計の監査に当たり、会の運営について意見を述べる。
 - 4 顧問は、会の運営についての指導助言に当たる。

第8条（事務局）

- 1 本会の会務を執行するために、事務局を設け、事務局長及び、事務局員で構成する。
- 2 任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 事務局長及び、事務局員の選任は、年度が変わるタイミングの他、人員の入れ替えがあった際にその都度、ホームページ上で会員からの承認をとる。

第9条（総会） 総会がもつ機能としての報告事項の承認および運営に関する重要事項の決定については、ホームページ上で公開し、意見を受け付けることで承認を得るものとする。ただし、会長の意向により招集することができる。

第10条（会則の改正）

本会則を改正するには、ホームページ上において、会員からの承認を得なければならない。

- | | |
|-----|---|
| 附則1 | 本会則は平成28年7月29日より発行する。 |
| 附則2 | 事務局は事務局長の勤務校におく。 |
| 附則3 | 本会の名称は平成29年度まで北海道教育オーディオロジー研究協議会と称するが、それ以降は北海道教育オーディオロジー研究協議会とする。 |
| 附則4 | 本会則は平成29年7月29日に改正し、施行する。 |
| 附則5 | 本会則は平成30年7月28日に改正し、施行する。 |
| 附則6 | 本会則は令和元年7月30日に改正し、施行する。 |
-